

[D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](#)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024 年 10 月追記版）」の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
[「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の改正について | 調達情報 | JICA について - JICA](#)
なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。
- ◇ 評価結果の通知：2025 年 1 月 10 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。
- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	ドミニカ共和国及び全途上国
語学の種類	英語（西語ができることが望ましい）

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ドミニカ共和国は、近年の経済成長の結果、一人当たり GNI が 8,100 米ドル（2021 年、世銀）と ODA 卒業移行国に位置付けられている。当国の人口は 2021 年に約 1,100 万人に達し、国全体で 11,000 トン／日の廃棄物が、首都サント・ドミンゴ首都圏では約 4,000 トン／日の廃棄物が排出されている。しかしながら、リサイクル率は僅か 1.5%と低く、サント・ドミンゴ首都圏においてはほとんどの廃棄物が、ドゥケサ最終処分場に投棄されている。ドゥケサをはじめ全国の最終処分場では、依然としてオープンランピングが主流であり、廃棄物は野積みになり、一部は野焼きされている。またメタンガスによる自然発火も発生している。2020 年には同処分場で大規模火災が発生し、煙と異臭により首都圏地域にて広範の大気汚染と健康被害が確認された。このような大気汚染に加え、適切に処理されないまま放出される浸出水による地下水や河川水への水質汚染も問題となっており、周辺地域の環境及び住民の健康への影響が懸念されている。このような状況下、ドミニカ共和国政府は 2012 年に策定した「国家開発戦略 2030」において「ごみ収集率の拡大と持続可能な最終処分の確保」を優先課題に掲げている。

ドゥケサ最終処分場の利用可能年数が残り 6.5 年程度と試算されている状況下において、同処分場を少しでも長く使用できるよう処分状況を改善し、満杯になった一部の箇所を安全に閉鎖する作業が必要とされており、米州開発銀行（以下、「IDB」という。）は当国政府からの協力要請に基づき、2019 年 10 月に同処分場の閉鎖計画案の作成及び廃棄物管理に係るマスタープラン（以下、「M/P」という。）の改定（2007 年に JICA 技術支援により策定後、2013 年と 2018 年に改定）支援を行った。その後、IDB は当国政府と同処分場の一部閉鎖、リハビリテーション及び新規処分場建設計画を念頭においた廃棄物管理改善事業に係る資金提供の検討を開始し、うち、より喫緊の課題である同処分場の一部閉鎖とリハ

ビリテーションの実施について、JICA 及びスペイン国際協力開発庁（以下、「AECID」という。）との協調融資を行う予定である。

本事業は、ドミニカ共和国内のパイロットプロジェクトを実施する自治体（以下、「パイロット自治体」という。）におけるオープンダンプサイトの閉鎖・リハビリテーションに係る計画策定及び活動（パイロットプロジェクト）並びに衛生埋立処分場新設の基本計画策定を通じて得られた成果・教訓を基に、サント・ドミンゴ首都圏内唯一の廃棄物最終処分場であるドゥケサ最終処分場における場内整備（同処分場の一部閉鎖及びリハビリテーション）の改善を念頭に置いたアウトプット（改訂されたマニュアル及びガイドライン、モデルサイトを活用した最終処分場の閉鎖・リハビリテーションの研修プログラム等）を作成する。これらの成果は、本体の有償資金協力事業に活用され、ひいては全国の衛生的な住居環境の整備や環境・大気汚染の改善に寄与することを目指している。また、最終処分場の適切な管理を通じて、二酸化炭素やメタンガスなどの温室効果ガスの削減が期待できることから、温室効果ガスを 2030 年までに 45%削減するという同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」における目標と整合するものである。

今回実施する詳細計画策定調査は、先方政府関係機関との協議を通じてプロジェクトの実施に必要な情報を収集、分析し、プロジェクトに関わる合意文書の締結を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）準備業務（2025年1月下旬～2025年2月上旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確

認する。

- ② ドミニカ共和国側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICAに提出する。なお、西語に翻訳が必要な場合は、JICAドミニカ共和国事務所にて対応し、調査団の現地派遣前に関係者に配布する。
- ③ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を検討する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務（2025年2月上旬～2025年3月上旬）

- ① JICAドミニカ共和国事務所等との打合せに参加する。
- ② ドミニカ共和国側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア） 要請背景・内容
 - イ） 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ） 関連各組織
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制
 - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - (e) 実施機関・関連機関の職員
 - エ） 本プロジェクトに関連する他援助機関（IDB、AECID、アメリカ合衆国国際開発庁（USAID）、世界銀行、NGO等）の活動動向、連携の可能性
- ④ 必要に応じて、最終処分場等のプロジェクト対象となり得るサイトの現場視察に参加する。
- ⑤ 気候変動に係る以下の情報収集を行う。（他の調査団員とも相談の上調査を進めること）。

本事業は、廃棄物最終処分場の適切な管理を通じてメタンガス等の温

室効果ガスの削減が期待され、気候変動対策緩和策（副次的目的）に資する可能性があることから、気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：緩和策 Mitigation）「17. 廃棄物埋立」等を参考に、温室効果ガス（GHG）排出量削減効果の推計を実施し、本事業が気候変動対策に資するか検証を行う。

気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：緩和策 Mitigation） | 事業について - JICA

- ⑥ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。活動においてジェンダー主流化、若者支援等に資するものがあれば積極的に提案する。
- ⑦ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文、西文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文、西文）の作成に協力する。特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑧ 実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑨ 担当分野に係る調査結果をJICAドミニカ共和国事務所等に報告する。

（3）整理業務（2025年3月上旬）

- ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成

¹ [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

2025年3月10日(月)までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表(案)(和文)
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2023年10月(2024年10月追記版))」の「X I. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ(見積書に計上して下さい)。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2025年2月6日～3月1日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括(JICA)

- イ) 廃棄物管理 (JICA)
- ウ) 協力企画 (JICA)
- エ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA ドミニカ共和国事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳傭上：英語⇄西語の通訳を提供 (必要に応じて)
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料をJICA地球環境部環境管理・気候変動対策グループ第二チームから配付しますので、gegem@jica.go.jp宛にご連絡ください。
 - 要請書
 - 案件概要表
 - 各種収集資料
- ② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。
 - ・ドミニカ共和国「全国廃棄物管理制度・能力強化プロジェクトフェーズ2」 業務完了報告書
libopac.jica.go.jp/images/report/1000051777_01.pdf
 - ・ドミニカ共和国「総合的な固形廃棄物管理改善事業」事業事前評価表
https://www.jica.go.jp/information/press/2024/___icsFiles/afieldfile/2024/04/17/Jizen_J.pdf

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ドミニカ共和国事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上